

青木村住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、予算の範囲内で住宅用太陽熱高度利用システムの設置事業補助金（以下「村補助金」という。）を交付するための手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付対象となるシステム（以下「対象システム」という。）及び交付要件は、住宅の屋根等に設置される集熱媒体を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成されるソーラーシステムで、給湯又は冷暖房の用に供するもの（未使用のものに限る。）をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる者は、自ら居住する又は居住する予定の青木村内の住宅（店舗との併用住宅を含む。）に対象システムを設置する者（当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者）で、村税等の滞納がない者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽熱高度利用システム1基あたり3万円とし、一の住宅につき1基を限度とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システムに係る設置工事に着手する前に、住宅用太陽熱高度利用システム設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費用の内訳が明記されている見積書
- (2) 仕様書又はカタログの写し（交付要件が確認できるもの）
- (3) 対象システムの設置予定箇所の位置図
- (4) 対象システムの設置予定箇所の現況写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定による補助金の交付を決定した場合は、住宅用太陽熱高度利用システム設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請及び決定）

第7条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更するとき又は対象システムの設置を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに住宅用太陽熱高度利用システム設置事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の承認申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、住宅用太陽熱高度利用システム設置事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、対象システムの設置が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用太陽熱高度利用システム設置事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。なお、（4）は対象システムが太陽光発電設備に限るものとし、申請年度内に提出が出来ない場合、申請年度中の事業認定申請を行ったことが証明できる書類を代用するものとする。

- （1）対象システムの設置等に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- （2）対象システムの設置状況を示す写真
- （3）対象システムの保証書の写し
- （4）その他村長が必要と認める書類

（交付額の決定及び通知）

第9条 村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、住宅用太陽熱高度利用システム設置事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助対象者は、前条の確定通知書を受けとったときは、村長に住宅用太陽熱高度利用システム設置事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。